

令和5年12月7日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官印

令和5年(行ウ)第5号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和5年9月14日

判 決

5 金沢市

原 告

金沢市広坂1丁目1番1号

被 告

金沢市長 村山 阜

同訴訟代理人弁護士

向 峰 仁 志

10 金沢市近岡町108番地7

被告補助参加人

源 野 和 清

同訴訟代理人弁護士

山 村 三 信

主 文

1 原告の請求を棄却する。

15 2 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、別表「議員氏名」欄記載の者に対し、別表「違法支出額合計」欄記載の金額及びこれに対する令和4年5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、金沢市(以下、単に「市」ということがある。)の住民である原告が、金沢市議会(以下、単に「議会」ということがある。)の議員である別表「議員氏名」欄記載の議員(以下「本件議員」という。)が令和3年度に市から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、別表「違法支出額合計」欄記載の

金額の支出は違法であり、これに相当する金員を市に対して不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を違法に怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和4年5月1日（令和3年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

2 関係法令等の定め

(1) 地方自治法

100条14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

100条15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

100条16項 議長は、14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

20 (2) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年金沢市条例第2号。

以下「本件条例」という。甲1)

1条 この条例は、地方自治法100条14項から16項までの規定に基づき、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

25 2条 政務活動費は、議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）

に対して交付する。

8条1項 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

8条2項 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

9条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る会計帳簿を調製し、及び領収書その他の関係書類を整理するとともに、これらの書類を次条の規定による収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

10条1項 政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事實を証する書類の写し（以下「証拠書類」ということがある。）を添付して、議長に提出しなければならない。

10条2項 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

12条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、10条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとする。

13条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

14条 10条の規定により提出された収支報告書等は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

別表（8条関係）

項目	内容
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2 研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
3 広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
4 広聴費	議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動に要する経費
5 要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
6 会議費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
7 資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
10 事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
11 会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件

	に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの
12 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

(人件費(9の項)は省略)

備考

1 この表において「会派等」とは、金沢市議会運営委員会規約（平成3年7月2日議会運営委員会決定）2条2項の規定に基づき結成された会派及び議員の議会活動のために結成されたもので会派を結成することができないものをいう。

2 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
 - (3) 選挙活動に係る経費
 - (4) 後援会活動に係る経費
 - (9) 使途不明の支出に係る経費
- ((2)、(5)～(8)は省略)

(3) 金沢市議会政務活動費運用の手引き

「金沢市議会政務活動費運用の手引き」（以下「本件手引き」という。甲4）は、議会が平成25年4月に制定し、平成29年4月に改訂したものであり、その定めは別紙4「金沢市議会政務活動費運用の手引き」のとおりである。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに掲記の証拠（特に明記しない限り、枝番があるものは枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

- (1) 当事者等

- ア 原告は市の住民である。
イ 被告は、市の執行機関である。
ウ 本件議員は、令和3年度中に議会議員の職にあった者である。

(2) 政務活動費の交付及び支出

- ア 市は、令和3年度分の政務活動費として、本件議員に対して192万円を交付した（甲2）。
- イ 本件議員は、本件条例10条及び本件手引きに基づき、令和4年4月30日までに、市議會議長（以下、単に「議長」ということがある。）に対し、合計132万6486円の支出に政務活動費を充てた旨の令和3年度の收支報告書、政務活動費出納簿及び証拠書類の写しを提出した（甲2、3、11～13）。なお、令和5年2月17日付で、一部の記載が訂正された政務活動費出納簿が提出されたが、政務活動費の充当額に訂正はない（乙1）。

政務活動費出納簿等の証拠書類においては、本件議員は別紙1～3の「活動（使途内容）」、「支払額」欄記載のとおり費用を支出し（以下「本件各支出」という。）、そのうち会派共用費、広報費及び共通経費につき「充当額」記載の欄の額に政務活動費を充当した旨が記載されていた。なお、その際に提出された政務活動費出納簿以外の証拠書類は、別紙1～3の「証拠書類」欄記載のとおりである。（甲2、3、11～13、乙1）。

(3) 本件訴訟に至る経緯

原告は、令和5年2月8日、本件議員が令和3年度中の政務活動費を充当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費を返還請求をするよう被告に勧告することを求める住民監査請求を行ったが、金沢市監査委員は、令和5年4月6日付で、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲10）。

原告は、令和5年5月2日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

4 争点

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか（争点1）
- (2) 本件議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日（争点2）

5 争点に関する当事者の主張

- 5 (1) 本件各支出は政務活動費を充てことができないものか（争点1）
（原告の主張）

本件各支出のうち別紙1～3の「違法額」欄記載の部分は、政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

ア 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書面を提出していないこと（各経費共通）

本件条例8条1項は、政務活動費は本件条例別表に定める政務活動に要する経費（以下「条例所定経費」という。）に充てることと規定し、これを受け、10条1項は、議員に政務活動に係る収支報告書の提出を求め、政務活動費の支出に係る書面の写しの提出を求めているから、本件条例は、収支報告書の提出に当たり、条例所定経費の支出であることを証する書面の提出を求めている。

しかし、本件各支出については、上記書面（①会派共用費については、所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、本件条例別表1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費であること、②共通経費については、政務活動に関する現場視察や陳情に出向いた際の経費であること（自動車リース代・燃料費）及び政務活動に関する連絡手段として利用したこと（携帯電話利用料金）、③広報費については、充当率2分の1を超えて政治活動のための経費に充当することが認められる合理的理由があることを証する書面）の提出がないから、条例所定経費の支出とは認められず、政務活動費を充てることができない。そうすると、別紙1～3における「違法額」欄記載の額

を政務活動費に充当することは違法である。

イ 本件手引き記載の費目に対する支出

本件手引きは、地方自治法100条14項の規定する条例ではないことから、本件手引き記載の費目は、条例所定経費に当たらない。よって、本件手引き記載の費目に政務活動費を充当したり、条例所定経費の解釈指針として本件手引きを参照することは、本件条例8条及び10条1項及び憲法94条に違反し、違法である。

ウ 会派共用費（別紙1）

会派共用費は、以下の点からも条例所定経費に該当しない。すなわち、政務活動費は、議員が行う政務活動に要する経費に対して交付され（本件条例1条、8条1項）、議員が行う政務活動に要する経費にこれを充てることができるとされている（同条2項）。しかし、本件条例別表に定める会派共用費は、会派において支出する経費であるため、政務活動費を議員に対して交付するとした本件条例2条と矛盾し、条例所定経費とは認められない。したがって、会派共用費として政務活動費として支出した別紙1の「違法額」欄記載の各支出は違法である。

エ 共通経費（別紙2）

共通経費は、以下の点からも条例所定経費に該当しない。

すなわち、平成24年法律第72号による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）の下で制定されていた金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成20年金沢市規則第60号。甲9。以下「旧市規則」という。）5条及び使途基準を定めた別表には、「携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等」を例示した「その他の経費」の項が設けられていたが、例示された経費は政務活動に要する経費に当たらないため、上記法改正に伴う改正条例の全国市議会議長会案（甲7）においては、「その他の経費」の項目自体が設けられなかった。したがって、携帯電話の利用

料金、自動車の燃料費及びリース料は、条例所定経費として認められない。

また、本件条例別表における共通経費の定めは「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」という抽象的なものであり、何らの例示もないから、政務活動費を充てることができない「使途不明の支出に係る経費」（備考の2）に当たる。

本件議員が共通経費として別紙2の「違法額」欄記載の支出に政務活動費を充当したことは違法である。

オ 広報費（別紙3）

広報費は、以下の点からも条例所定経費に該当しない。すなわち、本件議員は、別紙3のとおり、「金沢市議会 議会だより令和3年秋号」（甲13の1・2。以下「本件報告誌」という。）の紙面の印刷代、デザイン代及びホームページの制作費等を広報費として各支出し、本人の写真が紙面の一部分に掲載されていることを理由に、支出額の10分の9に政務活動費を充当した。他方、本件条例8条2項の別表の備考の2には、政務活動を充てることができない経費として「(1)政党の活動に係る経費」、「(3)選挙活動に係る経費」、「(4)後援会活動に係る経費」を規定している。

本件議員は本件報告誌を地元住民、支援者等に戸別ポスティングしたり、インターネットからの閲覧者を対象としてホームページに公開したりしているのであるから、政務活動の報告だけでなく、本件議員自身の政治活動や後援会活動としての効果を有する。したがって、本件報告誌の作成費用は、政務活動に要する経費であるとともに、議員の政党活動、選挙活動、後援会活動の経費でもあるから、本件議員が別紙3の各支出額のうち2分の1を超える部分に政務活動費を充当したことは違法である。

(被告の主張)

ア 主張立証責任について

政務活動費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟

においては、まず、原告側において、本件議員の利得に「法律上の原因」がないこと、すなわち、当該支出が使途基準に該当しないことを主張立証しなければならないが、原告からその主張立証がされているとはいえない。
イ 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書面を提出していないこと（原告の主張ア）について

原告の主張は争う。本件条例10条1項は、領収証に準ずる書類又は支払をした事実が分かる書類の提出を求めていにすぎず、支出した経費が「政務活動に要する経費」であることを証する書面の提出は求められない。

ウ 本件手引き記載の費目に基づく支出（原告の主張イ）について

原告の主張は争う。本件手引きは、地方自治法100条14項～16項の規定に基づき、市が制定した本件条例別表の使途基準を基に、平成24年の地方自治法の一部改正の趣旨や有権者の意見を反映させ、市民の理解と使途の透明性の確保に努め、諮問や検討会等において議論を重ねた結果作成されたものであり、条例及び規則を基にその細則として相当な手続を踏んで金沢市議会議員の総意に基づいて作成されたものと認められる。したがって、条例所定経費に当たる否かの判断に当たって、地方自治法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、これを斟酌することは相当である。

エ 会派共用費（原告の主張ウ）について

原告の主張は争う。本件議員は、本件手引きの規定に従い会派共用費を計上しており、会派共用費の支出に違法はない。

オ 共通経費（原告の主張エ）について

原告の主張は争う。本件条例別表には旧市規則のような例示経費の規定はないが、あくまで条例に個別の例示の記載をすることが法制執務上なじまないものであるという理由によるものである。地方自治法が改正された

趣旨は、政務活動費の交付対象の範囲を調査研究以外の活動にも拡大し、政務活動費を充てられる経費の範囲を条例で明確化することにあるから、旧法下で政務調査費の充当が認められた経費は、改正後の地方自治法の下で制定された本件条例においても、政務活動費の充当が認められる経費である。

5
カ 広報費（原告の主張オ）について

原告の主張は争う。広報費の支出については、広報の具体的な内容や形式において明らかに議員が行う活動又は市政の報告との関連性が低い議員自身や政党の宣伝を主たる目的と認められる部分が相当程度ある場合でない限り使途基準に違反するものとは認められず、本件議員の支出の具体的な内容は上記場合に当たらない。

10
（被告補助参加人の主張）

ア 会派共用費（原告の主張ウ）について

原告の主張は争う。本件手引きの規定に従い会派共用費を計上しており、違法性は認められない。

15
イ 共通経費（原告の主張エ）について

原告の主張は争う。本件議員は、市政の全般にわたって政務活動を行い、政務活動に関し、現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段としてリースした自動車を利用し、連絡等の手段として携帯電話を利用したところ、その際に生じた車両リース代、ガソリン代、携帯電話利用料金を本件手引きの規定に従い計上した。携帯電話及び自動車については政務活動目的以外の連絡手段等にも使用していたが、政務活動目的での使用割合は政務活動費を充当した割合を超えていた。したがって、共通経費の各支出及び充当額は違法でない。

20
ウ 広報費（原告の主張オ）について

本件議員は、政務活動及び金沢市政に関する金沢市民に報告するため、

「げんの和清市議会だより 令和3年秋号」(本件報告誌)を作成した。本件報告誌には自身のイラスト等が掲載されているが、それら以外に本件議員の政党活動に関する記載、後援会活動に関する記載あるいは私的活動に関するプロフィールや写真は掲載されておらず、本件報告誌のほぼ全てが本件議員の政務活動に関する部分の支出である。そのため、本件議員は、作成費の10分の9に政務活動費を充当したものであり、違法でない。

(2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日（争点2）

（原告の主張）

市において、令和3年度の政務活動費は、概算払で支出している。令和3年度政務活動費の精算期限である令和4年4月30日までに、未執行分の精算が行われており、同会計年度の政務活動費は確定している。したがって、政務活動費の不当利得返還債務は確定期限付き債務であるといえるから、本件各議員は、違法に支出した政務活動費について、上記精算期限の翌日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

（被告の主張）

不当利得返還債務は期限の定めのない債務であるから、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うところ（民法412条3項）、本件議員が令和3年度の政務活動費に関し返還請求を受けた事実はない。

したがって、仮に本件議員が不当利得返還義務を負うとしても、上記精算期限の翌日から遅滞の責任を負うものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

(1) 政務活動費に関する支出の違法性の判断枠組み

ア 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができるものと規定しつつ、政務活動費

の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例で定めなければならないものと規定するにとどまり、同法自体に具体的な定めを設けていない。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化する一方で、普通地方公共団体の実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そして、本件条例は、地方自治法の規定を受けて、議會議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるところ（1条）、政務活動費の交付対象となる政務活動の内容を規定し（8条1項）、政務活動に要する経費（条例所定経費）として、会派共用費、共通経費、広報費等を列挙して規定している（同条2項、本件条例別表）。

イ 政務活動費が上記アのとおり使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならない（本件条例13条）とされていることからすれば、政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において条例所定経費に当たらない経費の支出に政務活動費を充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、市に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。本件条例における条例所定経費の定めはやや抽象的なものにとどまるが、前記の地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして、本件条例8条1項所定の政務活動との間に合理的関連性を欠く場合には、条例所定経費に該当しない費用の支出に当たると解される（最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁参照）。

この点について、議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示す本件手

引きを作成しているが、その趣旨・目的は、条例所定経費の内容を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解され、このような趣旨・目的は、政務活動に要する経費の定めを条例に委ね、議長が政務活動費の使途の透明性の確保を図るべきものとした地方自治法100条14項、16項及び本件条例12条等の規定の趣旨に合致する。また、本件手引きは、政務活動費を充当することができない経費の具体例（第3章）、政務活動費に充当ができる経費の具体例及び活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適法なことが明らかな場合に、各活動の実態に応じて充当する際の各費用の充当割合（第4章）を定めるところ、その内容（別紙4）は、本件条例8条1項の政務活動との合理的関連性及び政務活動費の使途の透明性の確保を考慮したものであって、上記の地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらないから、その内容は、基本的に、条例所定経費に当たるか否かの解釈の指針として参照され得るものということができる。

ウ ところで、不当利得返還請求権の発生原因事実である法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならない。もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的について住民が把握することは困難である場合も多いことや、政務活動費の交付を受けた議員等において収支報告書及び証拠書類を提出することをもって政務活動費の使途の透明性の確保を図っている本件条例の定めの趣旨等を考慮すると、原告において、本件各支出に関し、収支報告書及び証拠書類の内容等の事情から、条例所定経費に該当しない支出であることを推認させる一般的、外形的な事実を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認され、当該事実の主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な反証を行わない限り、条

例所定経費に該当しない支出であると認められるというべきである。

(2) 本件議員が政務活動に要する経費であることを証する書面を提出していないとの原告の主張について

ア 原告は、本件各支出に係る経費が条例所定経費であることを証する書面が提出されていないことを根拠に、本件各支出が条例所定経費の支出に当たらない旨を主張する。

イ しかし、本件条例10条1項は、議員は収支報告書に政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し（証拠書類）を添付して議長に提出しなければならない旨を定めるところ、同項は、その文理に照らすと、政務活動費の支出に関し、金銭の授受を証する「領収書」を例として、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めていると解するのが相当であって、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものとまでは解されない。また、前記(1)イのとおり政務活動費の使途の透明性を一層確保する目的で作成された本件手引きにおいても、政務活動費の支出を証する書類として、領収書が挙げられており、領収書の記載には何の代金か具体的に記載することを要求しているものの、当該支出が条例所定経費であることを証する書面を領収書の他に要求しているものではない（本件手引き第5章）。

ウ したがって、本件議員において、本件各支出が条例所定経費の支出に当たることを裏付ける書面を議長に提出していないことは、本件各支出につき本件条例及び本件手引きの内容に従った対応をとったことを示すものにすぎず、当該支出が条例所定経費に該当しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実に当たらないというべきであるから、原告の上記主張は採用できない。

(3) 本件手引き記載の費目に対する支出について

原告は、本件手引きは地方自治法100条14項の規定する条例ではない

から、本件手引きに基づき政務活動費を充当したり、条例所定経費の解釈指針として本件手引きを参酌したりすることは、本件条例8条、10条1項及び憲法94条に反すると主張する。

しかしながら、本件手引きの内容は、本件条例8条1項の政務活動との合理的関連性及び政務活動費の使途の透明性の確保を考慮したものであって、
5 地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、条例所定経費に当たるか否かの解釈の指針として参照されるものであることは、前記(1)イのとおりであって、本件手引きに従って、又はこれを斟酌して支出に政務活動費を充当したことは、当該支出が条例所定経費に該当しない支出で
10 あることを推認させる一般的、外形的事実に当たらないというべきであるから、原告の上記主張は採用できない。

(4) 会派共用費（別紙1）について

ア 原告は、会派共用費は、会派において支出するものであるため、政務活動費を議員に対して交付するとした本件条例2条と矛盾し、条例所定経費とは認められない旨主張する。
15

イ そこで検討するに、本件条例別表11の項は、会派が支出する議員の共同経費のうち、議員の政務活動に要する経費（本件条例別表1～8、10の項に掲げる経費）に当たるものを条例所定経費とするものであるが、一般に、会派所属の議員が行う政務活動には、議員個人の活動として行うものと、会派の事業として行うものの双方が含まれ、後者に関する費用は、直接的には会派が支出する費用であっても、議員の政務活動と合理的関連性を有するといえるから、本件条例別表の定めは、地方自治法の趣旨に沿うものである。そして、同法100条14項は、政務活動費を会派又は議員のいずれに交付するかを条例の定めに委ねているから、上記のような経費に關し、政務活動費を会派に交付することとするか、会派所属の各議員に交付することとするかも、条例の定めに委ねているというべきである。
20
25

したがって、会派共用費が会派において支出する経費であるとしても、当該経費につき政務活動費を議員に対して交付することが、本件条例2条の規定と矛盾するものではないし、当該経費を条例所定経費として定めることが許されないものでもない。原告の上記主張は、採用できない。

5 (5) 共通経費（別紙2）について

ア 条例所定経費のうち共通経費は、本件条例別表1～11の項以外の経費で、議員が行う活動に共通して必要な経費をいうところ（本件条例8条2項及び本件条例別表）、当該経費に関する本件手引きの定めは、別紙4（第4章1(12)）のとおりであり、例示として携帯電話利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料が挙げられ、自動車リース料及び燃料費は1台分限り、限度額をそれぞれ月3万円及び月2万円とし、充当割合を2分の1とし、携帯電話の利用料金は1台分に限り、限度額を月1万5千円とし、充当割合を2分の1として政務活動費を充当し得ること、他方、共通経費の（例）に掲げる5つの経費以外の計上はできないことが定められている。

10 イ 原告は、旧市規則で例示されていた携帯電話の利用料金、自動車の燃料費及びリース料は、旧法の改正に伴う改正条例の全国議長案では政務活動に要する経費として定められなかったものであるから、条例所定経費として認められない旨を主張する。

しかしながら、議員が政務活動のため、通信手段として携帯電話を利用したり、移動手段として自動車を利用したりする場合、これらに係る経費は議員の政務活動との間に合理的関連性を有するといえるから、条例をもって当該経費を政務活動費の交付対象と定めることが、地方自治法100条14項その他の法規定の趣旨に照らして許されないものとは解されない。原告が指摘する全国市議会議長会の条例案（甲7）も、各市議会の判断と責任において条例の内容を決めることができることを前提に、参考として示されたものにすぎず（甲6の1）、本件条例における条例所定経費の

定めの適法性を左右するものではない。

なお、携帯電話や自動車は政務活動以外の活動のために使用されることも避け難いところ、その利用に係る経費について、個々の政務活動との直接的な対応関係を明らかにすることは事実上困難であるから、政務活動費を充当し得る経費の額は、実費に対して適切な按分計算をして算出することが相当である。そして、証拠(甲12の1-26)によれば、本件議員は、本件手引きの定めに従い、携帯電話利用料金、自動車リース代及びガソリン代につき充当割合を2分の1として政務活動費を充当したことが認められるところ、上記経費が条例所定経費に該当しないと認めるためには、原告において、当該携帯電話や自動車につき、上記割合に対応する政務活動のための使用の実態がないことを推認させる一般的、外形的事実を主張立証することを要することとなるが、そのような主張立証はないから、上記支出が条例所定経費に該当しない費用の支出であると認めることはできない。

ウ 原告は、本件条例別表の12の項が例示を欠く抽象的なものであるから、政務活動費を充てることができない「使途不明の支出に係る経費」に当たると主張する。条例の規定内容が具体的であるか否かと、支出の使途が不明であるか否かは別の問題であり、主張の趣旨は必ずしも明確でないが、本件で問題となる携帯電話の利用料金、自動車のリース料及び燃料費は、政務活動との間で合理的関連性を有し、政務活動費を充当し得る経費であることや、本件議員が実際に上記経費の一部に政務活動費を充当したものであることは前記イに認定説示したとおりであるから、本件議員が「使途不明の支出に係る経費」に政務活動費を充当したものとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(6) 広報費(別紙3)について

ア 条例所定経費のうち広報費は、議員が行う活動及び市政について市民に

報告するために要する経費をいうところ（本件条例別表3の項）、本件手引きは、広報紙・報告書印刷費、ホームページ作成料を例として挙げており、印刷費は製本費用も含むこと、広報紙・報告書等の印刷費、編集作成費等を計上する場合には、広報紙等作成報告書の添付が求められること、他方で政党の広報紙、パンフレットの印刷及び発送等に要する経費は政務活動に充てることができないことが定められている。

イ 原告は、本件議員は本件報告誌を地元住民、支援者等に戸別ポスティングしたり、インターネットからの閲覧者を対象としてホームページに公開したりしているのであるから、政務活動の報告だけでなく、本件議員自身の政治活動や後援会活動としての効果を有するとして、各支出のうち2分の1を超える部分は条例所定経費の支出とは認められず、政務活動費を充当したことが違法である旨主張する。

ウ そこで検討すると、前記前提事実及び証拠（甲13の1・2）によれば、
①本件議員は令和3年度中に本件報告誌を2000部発行し本件報告誌を電子版として本件議員のホームページに掲載するために、デザイン料及び印刷代、制作費、WEB制作費として別紙3記載の各費用を支出し、そのうちの10分の9の割合につき政務活動費を充当したこと、②本件報告誌は、「令和3年秋号 げんの和清市議会だより」と題する4ページ程度の文書であり、(a)議会における本件議員の質問とそれに対する市長の答弁の要旨を記載して本件議員の活動の成果を報告するとともに、(b)本件議員が住民の要望を反映し道路にガードレールが設置されたことで地域の安全が確保されたといった地域の事例や、コロナ禍における女性の負担軽減を公明党市議会議員の一員として市長に伝えた例を紹介し、本件議員の市議会控室の住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、自宅の住所、自宅の電話番号を記載し、(a)及び(b)の記載部分の一角に本件議員の質問時の写真、街頭でアンケートを実施した際の写真及び市長に要望を

伝えた際の写真を掲載し、1頁及び3頁の右上隅に本件議員のイラストを掲載するものであることが認められる。

上記事実によれば、本件報告誌は、本件議員の市政に関する理念、政策や議会内外における実践例について広く地域住民に広報する内容であり、これに係る経費は、議員が行う活動及び市政について市民に報告するための広報費に該当する。本件報告誌中に本件議員の写真やイラストが掲載されていることは前記認定のとおりであるが、証拠（甲13の1・2）によれば、その誌面に占める面積は小さいこと、本件議員の住所地や電話番号、電子メールアドレスを掲載することは、本件議員の市議会活動に対する意見をくみ上げる手段となり得ること等からすれば、本件報告誌に係る費用のうち、政務活動に関連する部分の割合を10分の9としたことは合理的である。なお、本件議員の活動や市政の報告が同時に本件議員個人の宣伝としての効果を有することは否定できないものの、上記のような本件報告誌の内容に照らすと、そのような効果は本来の報告活動に付随する程度のものにとどまるから、これをもって、上記部分の支出が条例所定経費に該当しない費用の支出であると認めることはできない。

エ したがって、本件議員の広報費に係る上記支出が、条例所定経費に該当しない費用の支出であると認めることはできない。

(7) 小括

以上のとおり、本件各支出のうち別紙1～3の「充当額」欄記載の部分は、別表記載の違法支出額合計について、いずれも条例所定経費に該当しない費用の支出であるとは認められないから、当該部分に関し、被告が本件議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているとは認められない。

原告がその他に主張する点は、いずれも上記判断を左右しない。

2 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

5

裁判長裁判官

土屋

毅



10

裁判官

中嶋万紀子

裁判官

塙島なつ美

(別表)

議員氏名	違法支出額合計	費目の内訳	対応する別紙
源野和清	33万円	会派共用費	別紙1
	53万2843円	共通経費	別紙2
	4万4000円	広報費	別紙3



源野議員

領収書番号	活動（用途内容）	源野議員		会派共用費	
		証拠書類	支払額（円）	充当額（円）	違法額（円）
2	会派共用費令和3年4～6月分	領収書(甲11-1)	90,000	90,000	90,000
16	会派共用費令和3年7～9月分	領収書(甲11-2)	90,000	90,000	90,000
68	会派共用費令和3年10～12月	領収書(甲11-3)	90,000	90,000	90,000
112	会派共用費令和4年1～3月分	領収書(甲11-4)	60,000	60,000	60,000
			330,000	330,000	330,000

源野議員

共通経費

領収書番号	活動（用途内容）	証拠書類	支払額（円）	充当額（円）	違法額（円）
3	自動車リース料 4月	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
5	自動車リース料 5月	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
8	自動車ガソリン代 4/3分		3,572	1,786	1,786
9	自動車ガソリン代 4/9分		3,082	1,541	1,541
10	自動車ガソリン代 4/15分		3,491	1,745	1,745
11	自動車ガソリン代 4/25分		3,629	1,814	1,819
12	自動車ガソリン代 4/29分		3,654	1,827	1,827
13	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
17	携帯電話使用料 4月分	ご利用代金明細表(甲12-15)	12,617	6,308	6,308
19	自動車リース料 6月分	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
28	自動車ガソリン代 5/8分		3,682	1,841	1,841
29	自動車ガソリン代 5/15分		3,498	1,749	1,749
30	自動車ガソリン代 5/23分		4,058	2,029	2,029
31	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
33	携帯電話使用料 5月分	ご利用代金明細表(甲12-16)	13,109	6,554	6,554
35	自動車リース料 7月分	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
38	自動車ガソリン代 6/1分		5,034	2,517	2,517
39	自動車ガソリン代 6/6分		3,478	1,739	1,739
40	自動車ガソリン代 6/20分		5,029	2,514	2,514
41	自動車ガソリン代 6/25分		3,733	1,866	1,866
42	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
45	携帯電話使用料 6月分	ご利用代金明細表(甲12-17)	13,106	6,553	6,553
47	自動車リース料 8月分	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
49	自動車ガソリン代 7/5分		4,899	2,449	2,449
50	自動車ガソリン代 7/14分		3,713	1,856	1,856

51	自動車ガソリン代	7/19分	カードご利用代金明細書(甲12-6)	4,156	2,078	2,078
52	自動車ガソリン代	7/27分		3,328	1,664	1,664
53	自動車ガソリン代明細発行手数料			88	44	44
55	携帯電話使用料	7月分	ご利用代金明細表(甲12-18)	14,304	7,152	7,152
57	自動車リース料	9月分	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
59	自動車ガソリン代	8/5分		3,540	1,770	1,770
60	自動車ガソリン代	8/8分		4,239	2,119	2,119
61	自動車ガソリン代	8/15分		3,898	1,949	1,949
62	自動車ガソリン代	8/20分	カードご利用代金明細書(甲12-7)	4,146	2,073	2,073
63	自動車ガソリン代	8/27分		2,560	1,280	1,280
64	自動車ガソリン代明細発行手数料			88	44	44
66	携帯電話使用料	8月分	ご利用代金明細表(甲12-19)	13,094	6,547	6,547
69	自動車リース料	10月分	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
71	自動車ガソリン代	9/4分		4,018	2,009	2,009
72	自動車ガソリン代	9/11分		4,152	2,076	2,076
73	自動車ガソリン代	9/19分	カードご利用代金明細書(甲12-8)	2,397	1,198	1,198
74	自動車ガソリン代	9/26分		3,816	1,908	1,908
75	自動車ガソリン代明細発行手数料			88	44	44
77	携帯電話使用料	9月分	ご利用代金明細表(甲12-20)	13,110	6,555	6,555
79	自動車リース料	11月分	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
86	自動車ガソリン代	10/3分		3,752	1,876	1,876
87	自動車ガソリン代	10/7分		3,845	1,922	1,922
88	自動車ガソリン代	10/16分		2,917	1,458	1,458
89	自動車ガソリン代	10/22分	カードご利用代金明細書(甲12-9)	3,890	1,945	1,945
90	自動車ガソリン代	10/25分		4,164	2,082	2,082
91	自動車ガソリン代明細発行手数料			88	44	44
94	携帯電話使用料	10月分	ご利用代金明細表(甲12-21)	13,120	6,560	6,560
96	自動車リース料	12月分	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975

103	自動車ガソリン代	11/6分		4,314	2,157	2,157
104	自動車ガソリン代	11/10分		4,167	2,083	2,083
105	自動車ガソリン代	11/20分	カードご利用代金明細書(甲12-10)	4,260	2,130	2,130
106	自動車ガソリン代	11/28分		5,342	2,671	2,671
107	自動車ガソリン代明細発行手数料			88	44	44
109	携帯電話使用料	11月分	ご利用代金明細表(甲12-22)	13,094	6,547	6,547
110	自動車リース料	1月分	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
114	自動車ガソリン代	12/1分		4,512	2,256	2,256
115	自動車ガソリン代	12/15分		5,387	2,693	2,693
116	自動車ガソリン代	12/23分	カードご利用代金明細書(甲12-11)	3,737	1,868	1,868
117	自動車ガソリン代	12/26分		2,853	1,426	1,426
118	自動車ガソリン代	12/30分		3,509	1,754	1,754
119	自動車ガソリン代明細発行手数料			88	44	44
121	携帯電話使用料	12月分	ご利用代金明細表(甲12-23)	13,094	6,547	6,547
123	自動車リース料	2月分	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
125	自動車ガソリン代	1/6分		2,475	1,237	1,237
126	自動車ガソリン代	1/15分	カードご利用代金明細書(甲12-12)	3,673	1,818	1,836
127	自動車ガソリン代	1/28分		4,200	2,100	2,100
128	自動車ガソリン代明細発行手数料			88	44	44
130	携帯電話使用料	1月分	ご利用代金明細表(甲12-24)	13,099	6,549	6,549
132	自動車リース料	3月分	お支払金一覧表(甲12-2)・自動車リース注文書(甲12-1)	59,950	29,975	29,975
135	自動車ガソリン代	2/5分		2,818	1,409	1,409
136	自動車ガソリン代	2/11分		3,363	1,681	1,681
137	自動車ガソリン代	2/20分	カードご利用代金明細書(甲12-13)	2,707	1,353	1,353
138	自動車ガソリン代	2/26分		3,821	1,910	1,910
139	自動車ガソリン代明細発行手数料			88	44	44
140	携帯電話使用料	2月分	ご利用代金明細表(甲12-25)	13,137	6,568	6,568
141	携帯電話使用料	3月分	ご利用代金明細表(甲12-26)	13,115	6,557	6,557

144	自動車ガソリン代	3/5分			1,896	948	948
145	自動車ガソリン代	3/10分			3,754	1,877	1,877
146	自動車ガソリン代	3/20分	カードご利用代金明細書(甲12-14)		2,669	1,334	1,334
147	自動車ガソリン代	3/27分			4,467	2,233	2,233
148	自動車ガソリン代明細発行手数料				88	44	44
					1,065,749	532,843	532,866

広報費

源野議員

領収書番号	活動（用途内容）	証拠書類			支払額（円）	充当額（円）	違法額（円）
		領収書(甲13-1)	領収書(甲13-2)	制作費			
43	金沢市議会 議会だより 令和3年秋号制作費				55,000	49,500	22,000
44	金沢市議会 議会だより 令和3年秋号（WEB版）制作費				55,000	49,500	22,000
		110,000			99,000	44,000	

金沢市議会政務活動費 運用の手引き

平成29年4月改訂
金沢市議会

はじめに

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の交付目的が拡大され、名称も「政務活動費」と改められました。議員には従来にも増して調査研究等を進め、議員活動の活性化を図り、議会の機能を充実・強化させることが期待されています。同時に、政務活動費は市民の税金による交付金であることから、使途の透明性と市民に対する説明責任を果たすよう、さらに求められています。

金沢市議会では、地方自治法の一部改正を受け、平成24年12月議会において、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正して、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」を制定いたしました。

条例の改正においては、使途の透明性の確保に留意しながら、法の定めにより、規則で規定していた政務調査費の使途基準を「政務活動費を充てができる経費の範囲」として条例で規定することになりました。また、本市では規則別表で規定していた「政務調査費を充てることができない経費」も、条例別表で「政務活動費を充てることができない経費」として規定し直しております。

今回の改正では、法制執務の関係から規則別表の各項目に記載してあった例示を条例別表に表記することができなかったため、実際の執行にあたっての指針となる具体的な例については、すべてこの運用の手引きで表していくことになりました。

この手引きは、議会内で取扱いの基本指針を示すとして活用されてきた「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に作成されており、具体的な例示を含む「運用の手引き」の重要性は、今後ますます高まるものと考えます。

議員各位には、この手引きを判断基準として活用していただき、適正な執行に努めていただくとともに、より一層活発な市民ニーズに即した政務活動を実施され、金沢市の発展と市民福祉の向上に寄与されることを願っています。

平成25年4月

金沢市議会

目 次

第1章 政務活動費の概要	1
1 趣旨・経緯(政務調査費から政務活動費へ)	1
2 政務活動費の性質	2
3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等	2
第2章 政務活動費の基本的な運用指針	3
1 政務活動費執行にあたっての原則	3
・3親等以内の親族の範囲	4
2 実費弁償の原則	5
3 領収書の添付	5
4 按分の取り扱い	5
第3章 政務活動費を充てることができない経費	6
1 政務活動費を充てることができない経費の具体的事例	6
(1) 政党的活動に係る経費	6
(2) 廉弔費その他の交際費的経費	6
(3) 選挙活動に係る経費	7
(4) 後援会活動に係る経費	7
(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	7
(6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費	7
(7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	8
(8) 公職選挙法その他法令等の制限に抵触する経費	8
(9) 用途不明の支出に係る経費	8
第4章 政務活動費を充てができる経費の範囲	9
1 政務活動費を充てができる経費の具体的事例	9
(1) 調査研究費	9
(2) 研修費	10
(3) 広報費	11
(4) 広聴費	11
(5) 要請・陳情活動費	12
(6) 会議費	12
(7) 資料作成費	13
(8) 資料購入費	13

(9) 人件費	13
(10) 事務所費	14
(11) 会派共用費	15
(12) 共通経費	15
 2 特に注意が必要な政務活動費の充当指針	16
(1) 年会費・参加費等	16
(2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用	16
(3) 飲食を伴う会議（懇談会）費	16
(4) 事務所費	17
① 事務所の要件	17
② 事務所経費の按分方針	17
③ 事務所経費への充当限度額	18
④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例	18
(5) 事務機器等の備品の購入費及び賃借料	19
① 備品の購入又は賃借	19
② 備品購入費や賃借料の按分	19
③ 購入備品の処分	20
(6) 海外・県外での政務活動に係る政務活動費	20
① 必要性・合理性の検討	20
② 議長への海外旅行届	20
③ 報告書の作成	20
④ 議員が共同で行う調査活動	21
⑤ 海外における政務活動費	21
(7) タクシー料金	21
 第5章 収支報告書等の作成・提出・保管等について	22
1 政務活動費の支出を証する書類	22
(1) 領収書等の支出を証する書類の微収と整理	22
(2) 領収書等への補記が必要な支出	26
(3) 附属資料の添付が必要な支出	27
(4) 附属様式の整備	28
(5) 政務活動を共同で行った場合の領収書等の処理	28
(6) 未払金の支出を証する書類の提出	28

2 政務活動費出納簿の作成	29
3 収支報告書の提出及び措置	29
4 収支報告書、領収書等の写し及びその他の関係書類の保存	29
5 収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類の公開	29
6 領収書等の原本の保管	29
7 その他	29
 附属様式 1 政務活動費出納簿	30
附属様式 2 海外・県外等政務活動報告書	33
附属様式 3 市政報告会等開催報告書	34
附属様式 4 広報紙等作成報告書	36
附属様式 5 職員雇用台帳	38
附属様式 6 業務日誌	39
附属様式 7 政務活動事務所届	40
附属様式 8 備品台帳	41
 第6章 関係条例・規則	42
・金沢市議会政務活動費の交付に関する条例	42
・金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	46
様式第1号（第2条関係） 政務活動費交付申請書	47
様式第2号（第3条関係） 政務活動費交付決定通知書	48
様式第3号（第4条関係） 政務活動費交付請求書	49
様式第4号（第5条関係） 政務活動費收支報告書	50
様式第4号（第5条関係） 政務活動費收支報告書 別紙	51

第1章 政務活動費の概要

1 総旨・経緯（政務調査費から政務活動費へ）

[地方自治法]

平成11年7月地方分権一括法が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなりました。

このような中にあって、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化するため、平成12年法律第89号による地方自治法の一部改正によって、**政務調査費交付制度**（第100条第13項及び第14項）が設けられました（平成12年5月31日公布、平成13年4月1日施行）。

この後、平成24年法律第72号の地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行）により政務調査費交付制度は**政務活動費交付制度**（第100条第14項乃至第16項）に変更され、交付の目的に「その他の活動」が追加され、

「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められました。名称も「政務調査費」から「政務活動費」となり、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることが法に規定されました。

[金沢市議会]

本市では、平成12年の地方自治法の改正の規定を受けて、**金沢市議会政務調査費の交付に関する条例**が制定されました（平成13年3月23日公布、平成13年4月1日施行）。この条例では、政務調査費の交付対象は会派でした。

その後、平成20年6月には、政務調査費のさらなる透明化を図るため収支報告書に領収書の添付を義務づけ、交付対象も会派から議員に変更するため金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正を行いました。また同時に、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す「**金沢市議会政務調査費運用の手引き**」が政務調査費改革検討会において検討され、代表者会議において了承された後、同年7月から運用されました。政務調査活動は、地域、市民に根ざした施策の立案の一助となり、こうした地方議員の活動が最大限尊重され、住民の代表機関の役割を充分果たすことが、民主主義の理念に適うものと本市議会では考えました。

平成24年の地方自治法の一部改正により、金沢市議会では、平成24年12月議会において、「**金沢市議会政務調査費の交付に関する条例**」を改正して「**金沢市議会政務活動費の交付に関する条例**」を制定いたしました。同時に、「**金沢市議会政務調査費運用の手引き**」を基に、「**金沢市議会政務活動費運用の手引き**」を定めることとしました。

2 政務活動費の性質

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定及び金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、金沢市議會議員（以下「議員」という。）の「市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもの」です。（条例第1条）

したがって、交付された政務活動費は、政務活動に要する経費に対して適切に充當されるべきものであり、政務活動を充てることができる経費の範囲において使用しなければならず、政務活動以外の経費に使用することは認められていません。

金沢市議会では、政務活動を「議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義づけ、これらの政務活動のうち、条例別表に定める政務活動に要する経費に政務活動費を充てができるとしています。（条例第8条）

また、政務活動費を充てることができない経費については、条例別表の備考2で示しております。

3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等

議員に対する政務活動費の交付にあたっての根拠は、次の法律、条例、規則等となっています。なお、条例、規則の詳細は第6章を参照して下さい。

- 地方自治法（第100条第14項・第15項・第16項）
- 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例
- 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
- 金沢市議会政務活動費運用の手引き

第2章 政務活動費の基本的な運用指針

1 政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各議員の責任において、適切に取り扱うものとします。

ア 政務活動が、市行政と関連性を有していること。

政務活動費は、公金として、地方議会の審議能力を強化して、その活性化を図るために支出されるものであり、活動が市政と関連性を有することが前提です。

イ 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。

政務活動の目的との関係において、政務活動費としての支出が合理性、必要性を欠くものであってはいけません。

政務活動に通常必要とされる数量を超えた備品の購入や、著しく不相応な日程の調査旅費などの支出は、政務活動費として適切ではありません。

ウ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

支出金額が著しく高額である場合は、社会通念上適切とはいえません。

エ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

金沢市議会における政務活動費では、支出の透明性を高めるため、議員と一定の関係にある個人や法人への支出を制限します。

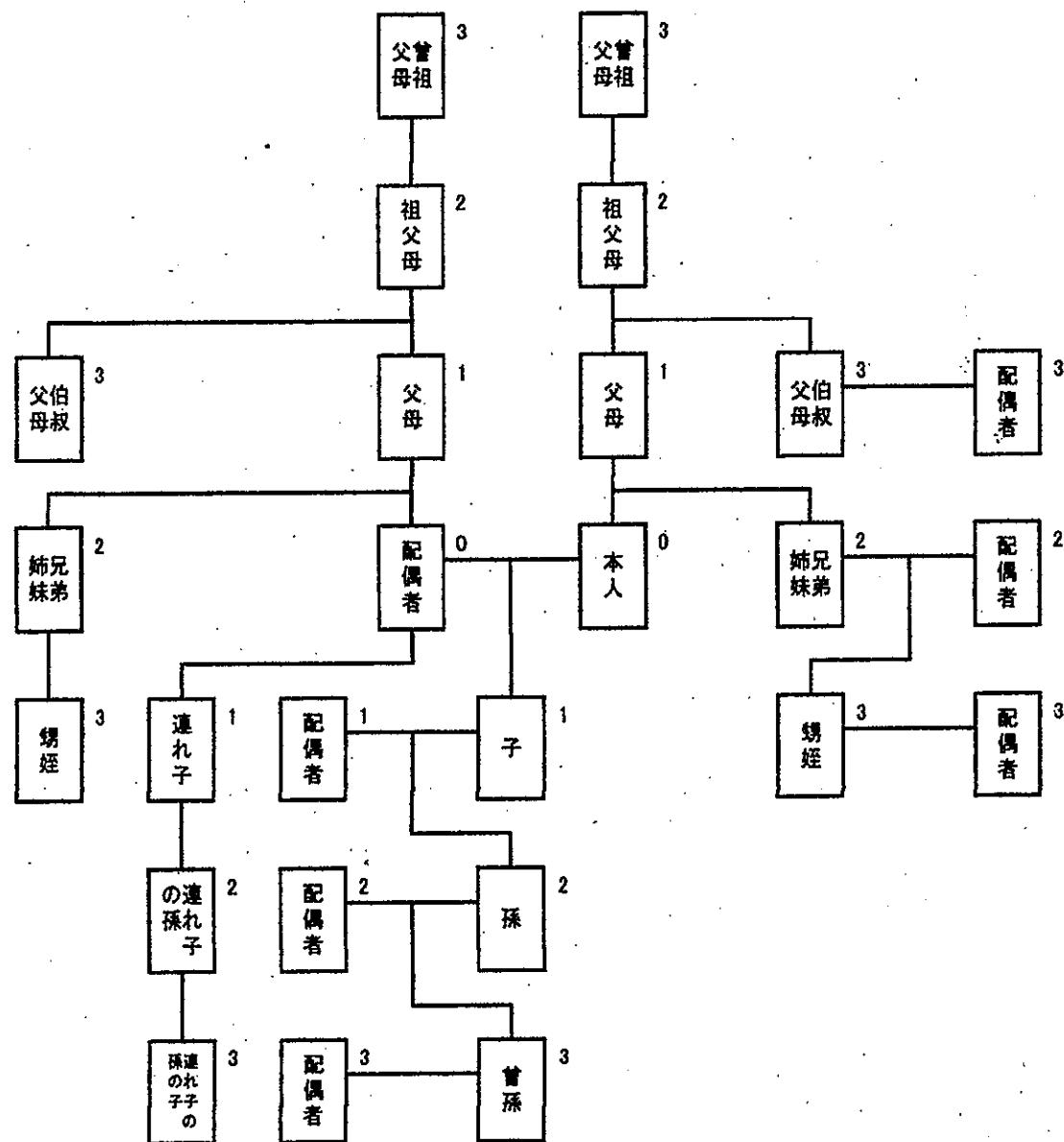
議員との関係で、「3親等以内の親族及び同居人」に対し、政務活動費を支出することはできません。また、「議員本人及び3親等以内の親族並びに同居人が代表者である法人」へ対しても支出できません。

◇政務活動費の支出先

		区分	支出の可否
個人		議員と3親等以内の親族及び同居人	×
		上記以外	○
法人	代表者が	議員本人	×
		議員と3親等以内の親族及び同居人	×
		上記以外	○

○：可、×：不可

3親等以内の親族の範囲



民法（抜粋）

(親族の範囲)

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

2 実費弁償の原則

政務活動費は、実費弁償が原則です。

ただし、政務活動費からの支出について、実額の把握が困難な場合に按分による算定方法を用いる場合は、この限りではありません。

3 領収書の添付

政務活動費は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された公金です。公金の支出に関しては透明性が求められており、一定の目的のために交付される政務活動費の支出には、目的に合った正当な使用と実費以上に支出が無いことの証拠書類が必要です。

このため、收支報告書への領収書の添付を義務付けることとし、全ての支出に対して領収証の写しを添付することとします。

4 按分の取り扱い

議員の活動は、政務活動以外にも、費用弁償が支給される議会活動、選挙活動、政党活動、私人としての活動など様々な面をもっています。一つの活動が区分できる場合もあり、また政務活動とこれ以外の議員活動の両面を有する場合、さらには渾然一体となっている場合など、明確に区分できない場合もあると考えられます。

このため、当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当することとします。

第3章 政務活動費を充てることができない経費

政務活動費を充てることができない経費は、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例 別表 備考2」で示されています。

(条例別表) 備考

2 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費的経費
- (3) 選挙活動に係る経費
- (4) 後援会活動に係る経費
- (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
- (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費
- (7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費
- (9) 使途不明の支出に係る経費

1 政務活動費を充てることができない経費の具体的事例

(1) 政党の活動に係る経費

(例)

- ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等
- ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他自己の所属する政党活動、県連（政党等）活動に係る経費等

(2) 慶弔費その他の交際費的経費

(例)

- ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費
- ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費
- ・宗教活動に係る経費
- ・専ら個人的な立場において支出すべき会費
(町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等)
- ・各種団体への寄付金、支援金等
- ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費
- ・親睦を目的とする会合の会費
- ・レクリエーション経費

(3) 選挙活動に係る経費

(例)

- ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費
- ・選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費

(4) 後援会活動に係る経費

(例)

- ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費
- ・後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他後援会活動に係る経費

(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費

(例)

- ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用
- ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用
- ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用
- ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動」
その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所
での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）

※ 政務活動費を充てることができる研究会、研修会、意見交換会、講演会などの各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、政務活動としての会議との一体性（会議に連続した懇談会経費など）がある場合には、金額的にも社会通念上相当であると認められる範囲内で政務活動費の対象経費とすることができます。

（→ 第4章 2 (3) 参照）

(6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費

(例)

- ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費
(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。)
- ・自動車、バイク、自転車等の購入経費
- ・購入車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）
- ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外）
- ・自宅事務所の賃料

(7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費

(例)

- ・委員会等の視察旅費との重複
- ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシーデ、ガソリン代等）との重複

(8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費

(例)

- ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費
- ・祭りへの寄附や差し入れ
- ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為
ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。
- ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪

(9) 用途不明の支出に係る経費

(例)

- ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの
- ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

第4章 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費の支出については、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができます。

別表には例示がないため、何に充当できるか、その例を具体的に示し、充てることができる経費の範囲を明確にします。

※ ここに記載した例示は、充当できる経費の全てを網羅したものではありません。

1 政務活動費を充てることができる経費の具体的な例

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例 別表（第8条関係）における各項目の具体的な例は以下のとおりです。

(1) 調査研究費	
項目	内 容
1 調査研究費	<p>この部分は条例規定部分</p> <p>議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費</p> <p>(主な例) 資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等</p> <p>その他の例</p> <ul style="list-style-type: none">・施設入館料・遠方の調査研究に係る自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費 = 単価 (円/ℓ) × 走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/ℓ)] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。・タクシー料金 (利用区間、利用目的を領収書等に明記)・駐車料金 (利用目的等を明記) ただし、自動車等の月極駐車料金は認められません。・高速代、有料道路使用料 (利用区間、目的等を明記)・海外旅費・研究会の会場費、講師謝金、お茶代・機材借上費 (プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等)・研究会への参加費、出席者負担金・研究会に伴う懇談会に係る会費 <p>※1 調査視察旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。</p>

	<p>※2 調査視察旅費についても、実費弁償の原則が適用されますので、領収書の総額が旅費条例に準拠した額を下回った場合、その額が政務活動費の申告額となります。</p> <p>※3 海外旅費は、年間4回以内で年間限度額を60万円とします。なお、「年間」とは、交付年度の4～3月の1年間となります。 → 第4章 2 (6) 海外・県外等での政務活動に係る政務活動費を参照してください。</p> <p>※4 研究会の会場で購入した資料やテキストは、調査研究費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。</p>
--	--

(2) 研修費

2 研修費	<p>議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費</p> <p>(主な例) 講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等</p> <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等） ・資料印刷費、お茶代 ・出席者負担金 ・遠方の研修会に参加した場合の自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費=単価(円/ℓ) × 走行距離(km) ÷燃費(km/ℓ)] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。 ・駐車料金（利用目的等を明記） ・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記） ・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記） ・政党・政治団体が主催する研修会の参加費（出席者負担金）は、市政と密接な関係があり、研修会としての実質がある場合のみ認めます。 ・パソコン講座の受講料は、個人の資質の向上を目指すものであり、研修費に当たりません。 ・研修会に伴う懇談会に係る会費 <p>※1 研修会場で購入した資料やテキストは、研修費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。</p>
-------	--

(3) 広報費

3 広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
	(主な例) 広報紙・報告書等印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交通費等
	<u>その他の例</u> <ul style="list-style-type: none">・広報活動のため開催する会の機材借上費・広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費・議会活動、政策等の広報用ポスター作成費・ホームページ作成料・管理費用・広報紙等発送費用（文書通信費を除く） <p>※1 広報活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2 (2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を 参照してください。</p> <p>※2 印刷費は製本費用も含みます。</p> <p>※3 広報紙・報告書等の印刷費、編集作成費等を計上する場合は、 広報紙等作成報告書（附属資料4）の添付が必要です。</p>

(4) 広聴費

4 広聴費	議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の 聴取並びに住民相談等の活動に要する経費
	(主な例) 資料印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交 通費等
	<u>その他の例</u> <ul style="list-style-type: none">・市政に関する情報収集のため必要な会への出席に伴う費用 (議員として出席する会の会費等)・住民のニーズを把握するためのアンケート調査・広聴活動のため開催する会の機材借上費 <p>※1 広聴活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2 (2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を 参照してください。</p>



(5) 要請・陳情活動費

5 要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
	(主な例) 資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
	<p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠方での要請・陳情活動に参加した場合の自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費 = 単価 (円/ℓ) × 走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/ℓ)] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。 ・駐車料金（利用目的等を明記） ・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記） ・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）

(6) 会議費

6 会議費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
	(主な例) 会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
	<p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機材借上費（プレゼンテーション用パソコン借り上げ等）、お茶代 ・遠方での会議に参加した場合の自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費 = 単価 (円/ℓ) × 走行距離 (km) ÷ 燃費 (km/ℓ)] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。 ・駐車料金（利用目的等を明記） ・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記） ・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記） ・会議に伴う懇談会に係る会費

(7) 資料作成費

7 資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
	(主な例) 印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等
	<u>その他の例</u> <ul style="list-style-type: none">・原稿料・資料作成に係るフィルム代、現像代・事務機器の購入費又は賃借料（資料作成に係るものに限る）は、事務所費を計上しない場合、ここで支出してください。

(8) 資料購入費

8 資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
	(主な例) 書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
	<u>その他の例</u> <ul style="list-style-type: none">・団体等が有償で頒布する資料・複写が許可されている著作物のコピー代 <p>※ 1 新聞購読料では一般紙、機関紙などが購読できますが、スポーツ新聞は認められません。また、議員が所属する政党の機関紙は購読できません。</p> <p>※ 2 書籍や雑誌（以下「書籍等」といいます。）の購入費の領収書には、ただし書に書籍等の名称の明記が必要です。レシートなどで書籍等の名称が明記されていない場合は、名称を補記の上、表紙の写し又は書籍スリップを添付してください。</p>

(9) 人件費

9 人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
	(主な例) 給料、手当、賃金等

その他の例

・交通費

- ※1 職員の雇用については、職員雇用台帳（附属様式5）及び業務日誌（附属様式6）の添付が必要です。なお、業務日誌には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。
- ※2 政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。
- ※3 政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。
- ※4 雇用した職員が政務活動以外の業務に従事した場合は、業務日誌等によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分のうえ、政務活動費を充てることとします。
- ※5 政務活動費の人件費への充当限度額は1／2までとします。

(10) 事務所費

10 事務所費	<p>議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費</p> <p>(主な例) 事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等</p>
	<p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none">・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料・テレビ受信料、インターネット料金等・事務所内の会合等において提供される茶菓子代・その他の雑費（事務用品、消耗品等） <p>※1 政務活動費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。事務所費を計上する場合は、政務活動事務所届（附属様式7）の添付が必要です。</p> <p>※2 政務活動費の事務所費への充当限度額は1／2までとします。</p> <p>※3 兼用の事務所については、第4章 2 (4) ②事務所経費の按分方針等参照</p> <p>※4 事務機器等（コピー機を除く。）の賃借料、リース代についても、備品を購入する場合に準じ、1任期について一機種10万円を上限とします。</p>

(11) 会派共用費

11 会派共用費	<p>所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの</p> <p>(例) 事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等</p>
	<p>※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円／年とします。</p> <p>※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。</p>

(12) 共通経費

12 共通経費	<p>上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費</p> <p>(例) 携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になつてない場合の自宅固定電話利用料</p> <p>・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1／2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円／月とします。</p> <p>・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を2万円／月とします。</p> <p>・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を3万円／月とします。（維持管理費を含む）</p> <p>・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1／2又は1／3とし、限度額を1万円／月とします。</p> <p>・事務所が自宅と兼用になつてない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1／3とし、限度額を1万円／月とします。</p> <p>※1 共通経費については、共通経費の（例）に掲げる5つの経費以外の計上はできません。</p>
---------	---

2 特に注意が必要な政務活動費の充当指針

(1) 年会費・参加費等

年会費等その団体の会員資格を得るためや、会合等に参加するために必要な会費については、その団体の活動内容及び実態が政務活動に資するものである必要があります。議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、個人的な資格で加入している団体の年会費・参加費等については、政務活動費を充当することはできません。

政務活動費から年会費等を支払う団体については、その活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、政務活動として成果が認められる必要があります。その確認のためには、年会費等を支払う団体の事業報告書等の写しを領収書に添付するものとします。この場合、団体の事業と収支の実績の分かる資料は必ず添付しなければなりません。

また、団体の支出の多くが補助や支援、協賛金として支出されている団体の年会費等は、政務活動費を充当することはできません。

(2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用

広報活動又は広聴活動を目的して開催する会（以下「市政報告会等」といいます。）は、会場によっては支出が高額となり、また、懇親を目的とした会（以下「懇親会等」といいます。）が連続して行われる場合もあることから、使途の透明性の確保に努める必要があります。

特に、市政報告会等と懇親会等とが連続して行われる場合は、それぞれの支出額が明確に区分できるときに限り、市政報告会等の開催に要する経費の充当を認めます。

また、参加者に飲料や茶菓子を提供する場合の充当上限額は、参加者1人当たり500円とします。

なお、市政報告会等の開催に要する経費を計上する場合は、市政報告会等開催報告書（附属様式3）の添付が必要です。

(3) 飲食を伴う会議（懇談会）費

政務活動費を充てることのできる研究会、研修会、意見交換会、講演会などの各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、その飲食が政務活動を目的とした会議に付随（連続）したものである場合に限り、政務活動費の支出が可能です。

また、その飲食経費は、1人あたり1回の支出につき5,000円以内とします。

なお、飲食を主たる目的とした会合、会派や議員間の私的な懇談会等の会費には、政務活動費を充当することはできません。また、飲食が政務活動を目的とした会議に付隨（連続）したものであっても、居酒屋などの政務活動を行うには不適当な場所で当初から開催されたものは充当できません。

飲食を伴う会議（懇談会）費の支出にあたっては、会議の次第などの資料を添付するなど、誤解を招かないようにすることが肝要です。

経費の支出にあたっては、公職選挙法その他法令等の定める禁止規定に抵触する事が

ないよう注意する必要があります。

※【参考】政務調査費における運用方針

(議員・職員のための議会運営の実際 2.1 地方議会研究会 P106より抜粋)

(質問) なぜ懇親会の経費が認められる場合と認められない場合があるのか。

(解答) 政務調査費は調査研究、情報の入手のために使用するものです。当該行政区域内の各種団体の総会等では行政に対する要望事項等を決定しますので 会派、議員が出席します。総会終了後に懇親会が行われる場合、社会通念上認められる程度の参加費であれば政務調査費で支出することができます。

総会は形式的な要望等の入手が多いですが、懇親会では要望等の具体的な内容、必要性など本音の情報を入手できますので、総会に連続する場合は政務調査費を充当することができます。また研修会への参加経費、研修会に続く懇親会経費も研修の延長として情報の入手や研修内容を深めることに役立ちますので認められます。総会はよくて、懇親会は対象外との形式論には賛成できません。

これに対し懇親会だけに参加するのも有益な情報入手になるのですが、私的な要素との区別がつかないことや、誤解を招くこと等から政務調査費による支出は認めない運用が適切です。

(4) 事務所費

① 事務所の要件

事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できるものとします。

なお、事務所等の不動産の購入費に政務活動費を充当することはできません。

(ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。

(イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。

(ウ) 貸貸の場合には、議員が契約者となっていること。

事務所費を計上する場合は、政務活動事務所届（附属様式7）の添付が必要です。

また、事務所の賃借料を政務活動費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。

② 事務所経費の按分方針

議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合があることから、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとします。

なお、事務所内における政務活動と他の活動を明確に区分し、明らかにすることには、困難な面があることから、事務所経費への政務活動費の充当限度額は1／2までとします。

〔事務所を住居等と共用する場合〕

可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。

なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務活動費を充当することはできないものとします。

③ 事務所経費への充当限度額

事務所の形態に応じた費目別の政務活動費充当限度額（按分率の上限）の基準を以下のとおりとします。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目				
	光熱費	通信費	上下水道代	賃借料	事務用品等
政務活動専用事務所	1／2	1／2	1／2	1／2	1／2
政務活動事務所 + 政治団体事務所	1／2	1／2	1／2	1／2	1／2
政務活動事務所 + 住居等	1／3	1／3	-	-	1／3
政務活動事務所 + 政治団体事務所+住居等	1／3	1／3	-	-	1／3

光熱費：電気料、ガス料金、灯油代等

通信費：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等

事務用品等：事務用品、来客用茶菓子代、その他消耗品代等

④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例

なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算式によるものとします。

（ア）基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）

政務活動 (A%)

〔政務活動 (A%) + 議員活動 (B%) + 政治団体活動 (C%) + その他の活動 (D%)〕

(イ) 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率（→面積按分）

政務活動 (A%)

[政務活動 (A%) + 議員活動 (B%) + 政治団体活動 (C%) + その他の活動 (D%)]

×事務所部分面積 (m²) / 全体面積 (m²)

(ウ) 住居等を兼ねた事務所の通信費に係る按分率（→日常生活用務を加えて按分）

政務活動用務 (A%)

[政務活動用務 (A%) + 議員用務 (B%) + 政治団体用務 (C%) + その他の用務 (D%)]

+ 日常生活用務 (E%)

(5) 事務機器等の備品の購入費及び賃借料

① 備品の購入又は賃借

事務機器等の備品の購入又は賃借に政務活動費を充当する場合にあっては、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定します。例えば、パソコンやプリンター等の周辺機器、コピー機、デジタルカメラ、シュレッダー等が考えられます。これらの備品の購入及び賃借については、同種の機器について1任期につき1回限り、一機種10万円を上限とします。ただし、共通経費で計上するコピー機のリース料については、1万円／月を上限とします。

備品（比較的長期間にわたってその性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもので、取得価格が1万円以上のもの。（金沢市財務規則第235条を準用））を購入した場合は、備品台帳（附属様式8）を整備し、収支報告書に添付してください。その上で、その備品が耐用年数を経過する年度分まで継続して備品台帳に登載してください。

② 備品購入費や賃借料の按分

事務機器等の備品の購入費や賃借料に政務活動費を充当する場合にあっては、事務所経費と同様に按分して充当するものとします。

(ア) 按分方法

使用実績の割合（推計）により按分して充当する際の基準例を以下のとおりとする。

政務活動用務 (A%)

[政務活動用務 (A%) + 議員用務 (B%) + 政治団体用務 (C%) + その他の用務 (D%)]

(イ) 充当限度額

按分方法は事務所の利用形態に合わせ、光熱費や通信費と同じように、1/2、1/3、1/4の按分率を政務活動費充当限度額（按分率の上限）の基準とします。

③ 購入備品の処分

購入した備品の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める減価償却の基準によるものとします。

耐用年数を経過した備品は備品台帳から削除します。

議員でなくなったときには、購入備品の使用年数が耐用年数に満たない場合は、備品の未償却残高を算出し、残存価値相当額を市に返還するものとします。

※ 備品(減価償却資産)における耐用年数の例

区分	細分	耐用年数
事務机、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
テープレコーダーその他の音響機器		5年
電子計算機	パソコンコンピューター (サーバー用のものを除く)	4年
	その他のもの	5年
複写機		5年
その他の事務機器		5年
ファクシミリ		5年
カメラ		5年

上記以外については、議会事務局に確認してください。

(6) 海外・県外等での政務活動に係る政務活動費

① 必要性・合理性の検討

海外・県外での政務活動を行うに当たっては、項目・場所等について、必要性、合理性等を考慮した上で行うこととします。

なお、海外への調査は1年に4回限りとし、1年間の限度額を60万円とします。この場合の「1年間」は、4月から翌年3月までの1年間です。

② 議長への海外旅行届

海外で政務活動を行うときは、あらかじめ議長へ所定の旅行届（既存の様式）を提出します。

③ 報告書の作成

海外や県外での政務活動、あるいは宿泊を伴う県内での政務活動を終えたときは、視察等の行程、視察（訪問）先、調査等項目、調査等概要（市政との関連性、目的、内容、結果、所感等）を記載した海外・県外等政務活動報告書（附属様式2）を作成し、収支報告書に添付します。

なお、報告書の調査等概要欄には、「市政との関連性」を必ず明記しなければなりません。

また、議員以外の同行者がいた場合は、その旨及びその理由を備考欄に記載してください。

団体等が主催する研究会、研修会に参加したときは、実施された内容の概要が分かる資料を報告書に添付してください。要請・陳情活動を行ったときは、相手方の回答などを報告書に記載し、陳情書等があれば写しを報告書に添付してください。

④ 議員が共同で行う調査活動

任意の複数の議員が共同で調査等を行う場合は、経費の支払いを複雑にしないためにも、代表者を決めて経費の支払いを行うことができるものとします。調査費等に係る経費の内容を分かり易くするため、全体の経費と各支出内容、按分された各議員負担額が分かる資料を添付してください。

⑤ 海外における政務活動費

海外での政務活動では、通訳に係る費用や両替の手数料、帰国後の資料の翻訳料など国内の政務活動にはない経費が発生します。これらの経費は政務活動費で支払うことができます。また、現地通貨で記載された領収書を添付しなければならない場合は、海外での政務活動のために両替した時の為替レート、または以前に両替した現地通貨で支払った場合であれば、両替日または支払日の為替レートで換算した円の金額で費用を計上するものとします。

※ 議会の議決による議員派遣としての海外・県外行政視察経費に政務活動費を充当（加算）することはできません。

(7) タクシー料金

乗車1回当たりの充当限度額を5,000円とします。

第5章 収支報告書等の作成・提出・保管等について

1 政務活動費の支出を証する書類

(1) 領収書等の支出を証する書類の徴収と整理

政務活動費の支出を証明する書類として、領収書が必要です。このため、政務活動費の支出をしたときは、相手方から領収書を徴して下さい。

しかし、政務活動に伴う支払い行為は、市井における経済的な取引活動でもあり、商習慣等から領収書を徴することが難しい場合があります。このため、領収書に代わり支出を証明することが出来る証票類も、領収書として取り扱うこととします。即ち、支払いが確実に行われたことを証することができる銀行等の振込金受取書、預金通帳、クレジットカードの支払明細、レシート（=レジスターで金額などが印字された紙片）などと、その支払い対象となったものが判別できる書類をもって領収書とみなします。

また、自動券売機で切符や施設への入場券などの購入をした場合は、領収書の徴収が不能なため、この場合に限り、領収書の添付は不要とします。ただし、施設の入場料等にあっては入場券等の半券の写しを添付するものとします。

領収書は政務活動における支出の証拠となるほか、政務活動の内容を説明する書類としても重要です。政務活動の内容は、原則として領収書等の支出を証する書類に補記や他の書類を添付することによって説明します。出納簿の活動内容欄は必要最低限の簡潔な表現とし、領収書等で説明できるようにします。

領収書等は次のチェック要領に基づいて点検、確認して下さい。

【領収書等のチェック要領】

項 目	注 意 事 項
1 日 付	領収した日が記載であること。 ※ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあっては、支払った日を補記すること。
2 あ て 名	議員名が記載であること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。）。 ※あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可
3 発 行 者	記名押印がされていること。 ※機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4 金 額	支出した金額が記載であること。
5 但 書 き	何の代金か明確に記載であること。 ※お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可

6	印 紙	領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付であること。また、消印されていること。
7	記載事項の訂正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 ※記載事項の訂正是相手方に行わせること。
8	銀行等の振込金受取書	銀行等の振込金受取書（ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど用途（内容）が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預金通帳の写し (クレジットカードの明細の写し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レシート	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 ※あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

※1 自動券売機で切符を購入した場合は、領収書に代えて、金額、目的、経路を政務活動費出納簿の活動内容欄又は県外政務活動報告書の中に記載すること。また施設への入場等は、入場の目的と市政との関連を説明した書類を添付し、入場券等の半券にあて名を補記した上で、この写しを添付すること。

高速バス利用料
1,130 円
目的 ○市視察
経路 △△～○

※2 調査研究費のうち、調査視察にかかる支出においては、①旅費条例に基づいた計算書と②実際に支払った領収書の写しを提出してもらうが、旅費条例に基づいた金額を上限とすること。また、旅費総額を記載した領収書では内容が十分に把握できないので、③明細がわかる請求書等の種類の写しもあわせて添付すること。

①	②	③
旅費条例に基づいた 計算書 100,000円	○○議員様 領収書 125,000円 平成〇年〇月〇日 ○○ツーリスト	○○議員様 請求書 125,000円 平成〇年〇月〇日 内訳 経路 ○○ツーリスト

※3 領収書の具体例

タクシーの領収書

○○議員様 2,500円 平成〇年〇月〇日 目的 ○○研修会 経路 ○○から△△ □□タクシー	→領収書に付記
--	---------

高速道路使用料

○○議員様 5,500円 目的 ○○市視察 経路 ××から○○ 西日本高速道路	→領収書に付記
---	---------

※4 会派共用費においては、議員から会派に四半期ごとに、**概算払（①領収書を会派から受領）**をすることができ、第4四半期に、議員個人の支出額を精算することとします。その際、**②会派の会計担当から議員あてに交付される精算書の写し**に**③会派経費の総額がわかる領収書の写し**を添付し提出すること。

① 概算払の領収書 (会派→議員)

領 収 書
○○議員様 <u>150,000円</u>
会派共用費の概算払分
50,000円×3月
平成〇年〇月〇日
会派名 会計担当者 ㊞

会派で四半期ごとに
議員が会派に概算払をして
ください。
金額は年間60万円の範囲で
決めてください。

② 精算書 (会派→議員) (1年に1回の精算とします)

精 算 書
返納額 <u>追加請求額</u>
○○議員様 <u>100,000円</u>
会派共用費
概算払分 600,000円
実支払分 500,000円
(1,500,000円×1/3) ←
平成〇年〇月〇日
会派名 会計担当者 ㊞

会派構成員で按分

③会派共用費の1年間の総額の領収書の写し (添付書類)

領 収 書	領 収 書
会派名様 <u>90,000円</u> 複写機借上料 平成〇年〇月〇日 ○○産業株式会社 ㊞	会派名様 <u>50,000円</u> ファックス借上料 平成〇年〇月〇日 ○○産業株式会社 ㊞

なお、会派等の場合は、代表議員1人に領収書の写しを添付し、他の議員は、「領収書の写しは○○議員の会派共用費の精算書に添付済み」と精算書に記載してください。

※5 領収書のコピーの作成方法

領収書をA4のコピー用紙で複写して、提出してください。ただし、領収書は領収書番号を領収書原本の右肩に記載して、重ならないように複写してください。

No. 1

領 収 書

○○ 議員 様

50,000 円

ただし、デジタルカメラ REX-F

平成〇年〇月〇日

○○事務機（株）

No. 2

領 収 書

○○ 議員 様

30,000 円

ただし、プリンターAGSF

平成〇年〇月〇日

○○事務機（株）

（2）領収書等への補記が必要な支出

宛名欄がないレシートには、宛名を補記するものとします。

また、政務活動の内容等を明確にするため、次の表の左欄に掲げる支出の領収書等については、同表の右欄に定める事項を補記するものとします。

支 出 の 区 分	補記の内容
タクシー料金	・利用区間 ・利用目的
高速道路及び有料道路の通行料金	・利用区間 ・利用目的
駐車料金	・利用目的

新聞購読料（日付欄のない定期購読の領収書の場合に限る。）	・支払月日
郵便料金	・送付物の内容

（3）附属資料の添付が必要な支出

政務活動の内容、支出の事実等を明確にするため、次の表の左欄に掲げる支出については、同表の右欄に定める附属資料を添付するものとします。

支 出 の 区 分	添 付 す る 附 属 資 料
クレジットカードによる支出	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード利用明細の写し ・通帳の写し（表紙・該当ページ）
口座振替による支出	<ul style="list-style-type: none"> ・支払対象の内容の分かる証票や書類 〔 電気・ガス・上下水道の料金及び定期購読の新聞購読料にあっては、年度当初に限り請求書（翌月以降は添付不要） 〕 ・通帳の写し（表紙・該当ページ）
支出額が1万円以上の支出	<ul style="list-style-type: none"> ・明細の分かる資料
視察に関する支出	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費の明細が分かる請求書等 ・海外・県外等政務活動報告書（附属様式2）
市政報告会等の開催に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日、開催場所、会の次第の分かる資料 ・市政報告会等開催報告書（附属様式3）
ホームページの作成、維持管理等に関する支出	<ul style="list-style-type: none"> ・トップページの画面を印刷したもの
書籍購入費（領収書等に書籍名の記載がない場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙の写し又は書籍スリップ
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・成果物 ・明細の分かる資料 ・広報紙等作成報告書（附属様式4。広報紙等の印刷製本の場合に限る。）
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・職員雇用台帳（附属様式5） ・業務日誌（附属様式6）
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動事務所届（附属様式7）
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・備品台帳（附属様式8） （前年度分のものに追加・削除したもの）
政務活動事務所の賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書の写し
電話料金 (携帯電話料金を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・利用明細書
後納郵便の郵便料	<ul style="list-style-type: none"> ・後納郵便物差出票の写し
リース料金	<ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書の写し

(4) 附属様式の整備

計上する支出の内容に応じ、次のとおり附属様式を整備し、収支報告書等に添付するものとします。なお、これらの書類は、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条に規定する収支報告書（様式第4号）及びその別紙に続き、様式番号の順に添付してください。

様式番号	様式の名称	提出が必要なとき
附属様式1	政務活動費出納簿	・必須
附属様式2	海外・県外等政務活動報告書	・海外や県外で政務活動をしたとき。 ・県内で宿泊を伴う政務活動をしたとき。
附属様式3	市政報告会等開催報告書	・広報活動のための会を開催したとき。 ・広聴活動のための会を開催したとき。
附属様式4	広報紙等作成報告書	・広報紙等を作成したとき。
附属様式5	職員雇用台帳	・職員を雇用したとき。
附属様式6	業務日誌	・職員を雇用したとき。
附属様式7	政務活動事務所届	・事務所費を計上したとき。
附属様式8	備品台帳	・備品購入後耐用年数を経過する年度まで

(5) 政務活動を共同で行った場合の領収書等の処理

任意の複数の議員による視察など政務活動を共同で行う場合では、支出を効率的に行うため、代表者が費用を一括して支払うことがあります。この場合、代表者となる議員は、領収書又は領収書の内容を説明する書類に、各議員名と各議員が支払う按分後の金額と「領収書原本は〇〇議員が所持」を補記して、他の議員に領収書等の写しを渡すこととします。受け取った各議員は、渡された写しを原本として、さらにこの写しを議長に提出する領収書として提出することとします。

(6) 未払金の支出を証する書類の提出

政務活動費を充てることができる経費については、通常では原則として交付決定の日から会計年度末日の間における政務活動に対応する支出になります。

しかし、電気・ガス・水道料などは使用期間とその支払日で、口座振替やクレジット払いなどでは購入日や使用期間と支払日に大きく時間的ななずれがあります。特に年度末の3月使用分や購入分では、その支払日が4月や5月となりますので、この場合は出納簿の活動内容欄に活動内容とともに「未払金」と記載し、支払い月日を空欄とします。

未払金に対応する支出を証する書類については、その写しを議長提出の収支報告書に添付する必要があります。但し、支出を証する書類の写しを添付できない場合は、公金としての政務活動費の出納閉鎖日である5月31日までに、追加書類として、議長へ提出することとします。このときは、追加提出する支出を証する書類の写しに「追加提出」と記載してください。

2 政務活動費出納簿の作成

政務活動費の支出については、領収書等を整理した後、領収書番号を付し、政務活動費出納簿（附属様式1）を作成します。

3 収支報告書の提出及び措置

収支報告書には、附属様式の写し（職員雇用台帳（附属様式5）にあっては、原本とします。）、領収書等支出を証する書類の写し、附属資料の写し等の関係書類を添付して、議長に提出します。

なお、これらの関係書類は、議会事務局で四半期ごとに内容を点検しますので、その都度指定される期日までに提出するとともに、指摘された内容に対して所要の措置を講じてください。

4 収支報告書、領収書等の写し及びその他の関係書類の保存

提出された収支報告書、領収書の写し及びその他の関係書類は、議長が5年間保存するものとします。

5 収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類の公開

収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類は、議会事務局で個人情報や法人情報のマスキング処理を行った上で、市政情報コーナーにおいて市民に公開します。

公開に際しては、領収書の発行者の情報に限り、各議員の依頼により個人情報及び法人情報以外の情報をマスキングすることを認めます。事前に議会事務局から照会しますので、マスキング処理が必要な場合は申し出てください。

6 領収書等の原本の保管

領収書の原本、政務活動費出納簿その他の関係書類は、いつでも原本の提示ができるように各議員が5年間保管するものとします。

7 その他

政務活動費を充てることができる経費の範囲等の内容に疑義が生じた場合は、議会事務局までお尋ねください。弁護士や公認会計士に見解を聞いた上で、議員の皆さん全員にその内容を通知します。

附屬樣式 1

年度 政務活動費出納簿

年段

卷之三

附属様式1 【政務活動費出納簿の記載例】

平成XX年度 政務活動費出納簿

平成XX年度

(単位:円)

領收書 番号	支払月日	活動内容	経費項目										残高	
			収入	調査 研究費	研修費	旅費	会議費	要脩・陳 情活動費	資料費	資料 購入費	人件費	事務所費	会派 共用費	
1 XX.4.5	第一・四半期交付分	480,000						5,000						480,000
2 XX.4.10	○○問題会議参加費													475,000
3 XX.4.12	会派公用費 標算拡分								3,000					472,000
4 XX.4.18	○○校下市政報告会 会場借上費										30,000			392,000
5 XX.4.19	同上 報告資料印刷費							40,000						362,000
6 XX.4.25	事務所賃借料(5月分) ⑥60,000×1/2										30,000			322,000
7 XX.5.10	事務所電話代(4月分) ⑦15,000×1/2										7,500			292,500
8 XX.5.11	事務所パソコン賃借料 (4月分) ⑧5,000×1/2										2,500			284,500
9 XX.5.12	携帯電話通信料(4月分) ⑨20,000×1/2											10,000		272,000
10 XX.5.20	ガソリン代 ⑩10,000×1/2											5,000		267,000
11 XX.5.31	行政視察旅費 (○○市)							63,000						204,000

附属様式1 【政務活動費出納簿の記載例】

平成XX年度 政務活動費出納簿

平成XX年度

(単位:円)

領收書 番 号	支払月日	活動内容	経費項目										残高	
			収入	調査 研究費	旅費	会議費	要請・陳 情活動費	会員費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務 所費	会員費	
85	YY.3.10	「OO議員通信」印刷費					50,000							314,684
86	YY.3.15	陳情活動旅費（東京）						63,000						251,684
87	YY.3.28	「OO議員通信」郵送料					80,000							171,684
88	YY.3.29	携帯電話通信料（2月分） @20,000×1/2											10,000	161,684
89	YY.3.30	ガソリン代 @10,000×1/2											5,000	156,684
合 計			1,920,000	105,820	116,476	230,820	63,000	55,000	33,266	147,630	320,000	228,832	320,034	142,438
														156,684

附属様式 2

海外・県外等政務活動報告書

年度分 領収書第 番～ 番

議員

視察等行程	
視察(訪問)先	
調査等項目	
調査等概要	(目的、内容、結果、所感等について記入)
備 考	

※1 記入スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

※2 議員以外の同行者がいる場合は、備考欄にその旨及びその理由を記載してください。



附属様式3

市政報告会等開催報告書

年度分 領収書第 番～ 番

議員

会の名称	
開催日時	
開催場所	
出席者の概要	
次 第	
報告内容	
飲料・茶菓子代の 1人当たり単価	
懇親会の有無	
添付資料	
備考	

※1 飲料・茶菓子の1人当たり単価欄には、参加者に提供した飲料と茶菓子の費用の合計額を参加者数で除して得た値を記載してください。

※2 費用を按分して計上する場合は、備考欄に適用する按分率及びその理由を記載してください。

附属様式3【記載例】

市政報告会等開催報告書

平成XX年度分 領収書第YY番～ZZ番

金沢 太郎 議員

会の名称	夏季市政報告会
開催日時	平成XX年○月×日(日) 13:00～14:30
開催場所	金沢公民館
出席者の概要	地元町会役員、□□組合関係者など 80人 来賓:○○衆議院議員、△△県議会議員
次第	① 来賓祝辞 ② 報告 ③ 後援会長挨拶
報告内容	① ◇月定例月議会について ② 市の財政状況について ③ 市政に対する要望について
飲料・茶菓子代の1人当たり単価	480円
懇親会の有無	あり(懇親会分の費用を除いて計上)
添付資料	・ 会議次第 ・ 会議資料
備考	按分率8/10を適用 (来賓祝辞・後援会長挨拶分の時間を除外して充当)

※1 飲料・茶菓子の1人当たり単価欄には、参加者に提供した飲料と茶菓子の費用の合計額を参加者数で除して得た値を記載してください。

※2 費用を按分して計上する場合は、備考欄に適用する按分率及びその理由を記載してください。

附属様式4

広報紙等作成報告書

年度分 領収書第 番～ 番

議員

広報紙等の名称	
発 行 日	
発 行 部 数	
対 象 者	
配 付 方 法	
内 容	
添 付 資 料	
按 分 率 と そ の 理 由	
備 考	

附属様式4【記載例】

広報紙等作成報告書

平成XX年度分 領収書第YY番～ZZ番

金沢 太郎 議員

広報紙等の名称	市政報告紙(○○号)
発 行 日	平成XX年○月×日(日)
発 行 部 数	2,000部
対 象 者	地元住民、□□組合会員など
配 付 方 法	個別郵送1,500部、会合配付500部
内 容	① ◇月定例月議会報告 ② 市環境行政の紹介 ③ 夏季の節電の呼びかけ
添 付 資 料	市政報告紙(○○号)
按 分 率 と そ の 理 由	按分率7/10を適用 (後援会行事等政務活動以外の記事が3/10を占めるため)
備 考	

附属様式 5

職員雇用台帳

議員

氏名	住所	生年月日	雇用期間
	電話 () -		
	電話 () -		
	電話 () -		
	電話 () -		
	電話 () -		
	電話 () -		
	電話 () -		

上記の者は、3親等以内の親族及び同居人でないことを証明します。

議員名



附属様式 6

業 務 日 誌

年 月 分

議 員

日	曜日	従事時間	従事時間数	休憩時間数	業務内容
1		～			
2		～			
3		～			
4		～			
5		～			
6		～			
7		～			
8		～			
9		～			
10		～			
11		～			
12		～			
13		～			
14		～			
15		～			
16		～			
17		～			
18		～			
19		～			
20		～			
21		～			
22		～			
23		～			
24		～			
25		～			
26		～			
27		～			
28		～			
29		～			
30		～			
31		～			
合 計				—	

※ 業務内容欄には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。

政務活動事務所届

議員

所在 地	
電話番号	
所有区分	<p><input type="checkbox"/> 自己所有（3親等以内の親族の所有を含む。）</p> <p><input type="checkbox"/> 借上げ（所有者 _____） ※ 有償による借上げの場合は、賃貸借契約書の写しを添付してください。</p>
事務所形態	<p><input type="checkbox"/> 政務活動専用事務所 【1／2按分】</p> <p><input type="checkbox"/> 政務活動事務所+政治団体事務所 【1／3按分】</p> <p><input type="checkbox"/> 政務活動事務所+住居等 【1／3按分】</p> <p><input type="checkbox"/> 政務活動事務所+政治団体事務所+住居等 【／按分】</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>

附属様式 8

備 品 台 帳

議 員

備品名	購入先	取得価格(円)	配置場所	取得年月日	備考

第6章 關係条例・規則

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例

制定	平成13年3月23日	条例第2号
改正	平成20年6月12日	条例第32号
	平成20年9月24日	条例第42号
	平成24年12月17日	条例第90号
	平成28年3月24日	条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務活動費を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、金沢市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額160,000円を四半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月に当該四半期に属する月数に相当する分を交付する。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数に相当する分を交付する。

3 一四半期の途中において、新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月分から政務活動費を交付する。

4 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が、一四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(交付の申請)

第5条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた議員は、四半期ごとに、規則で定める請

求書により当該四半期に属する月数に相当する分の政務活動費の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該政務活動費を交付するものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(会計帳簿の調製等)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る会計帳簿を調製し、及び領収書その他の関係書類を整理するとともに、これらの書類を次条の規定による収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(収支報告書等の提出)

第10条 政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第11条 議長は、前条の規定による収支報告書の提出があったときは、当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(透明性の確保)

第12条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、第10条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第13条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存)

第14条 第10条の規定により提出された収支報告書等は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 金沢市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬の」を「報酬及び政務調査費の」に改める。

附 則（平成14年3月30日条例第39号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月12日条例第32号）

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

2 改正後の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 前項の規定により従前の例によることとされる改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付を受けた平成20年4月分から6月分までの政務調査費に係る収支報告書については、旧条例第11条第2項の規定にかかわらず、同年7月31日までに提出するものとする。

附 則（平成20年9月24日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月17日条例第90号）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

2 改正後の金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 金沢市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則（平成28年3月24日条例第38号）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

項目	内 容
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2 研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
3 広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
4 広聴費	議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
5 要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
6 会議費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
7 資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
10 事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
11 会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの
12 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

備考

- この表において「会派等」とは、金沢市議会運営委員会規約（平成3年7月2日議会運営委員会決定）第2条第2項の規定に基づき結成された会派及び議員の議会活動のために結成されたもので会派を結成することができないものをいう。
- 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。
 - (1) 政党的活動に係る経費
 - (2) 慶弔費その他の交際費的経費
 - (3) 選挙活動に係る経費
 - (4) 後援会活動に係る経費
 - (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
 - (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費
 - (7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費
 - (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費
 - (9) 使途不明の支出に係る経費

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

制定 平成13年3月30日 規則第4号
改正 平成20年6月27日 規則第60号
平成25年2月28日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請書の様式)

第2条 条例第5条に規定する規則で定める交付申請書は、様式第1号に定めるところによる。

(交付決定通知書の様式)

第3条 条例第6条に規定する規則で定める通知書は、様式第2号に定めるところによる。

(請求書の様式)

第4条 条例第7条第1項に規定する規則で定める請求書は、様式第3号に定めるところによる。

(収支報告書の様式)

第5条 条例第10条第1項に規定する規則で定める収支報告書は、様式第4号に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日規則第60号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第1号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長
（金沢市議会議長経由）

議員氏名



政務活動費の交付を受けたいので、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第3条関係）

收年月
第号日

政務活動費交付決定通知書

議員氏名 様
(金沢市議会議長経由)

金沢市長

印

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について次のとおり決定した
ので、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により通知します。

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第3号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

議員氏名

㊞

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり政務活動費の交付を請求します。

金 円

ただし、 年 月分～ 月分（第 四半期分）

様式第4号（第5条関係）

年度政務活動費收支報告書

年 月 日

金沢市議会議長 様

議員氏名

印

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙

年度政務活動費收支報告書

議員氏名



1 収入

(単位：円)

項目	金額	備考
政務活動費		
その他（預金利子等）		
合計		

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
会派公用費		
共通経費		
合計		

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載するものとする。

3 残額 _____ 円

こ れ は 正 本 で あ る。

令和5年12月7日

金沢地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 岸 彩 子

